

選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東近江三方よし基金（以下「財団」という。）定款第48条の規定に基づき設置される委員会うち、定款第4条に掲げる助成、融資、資源の提供等の事業（以下「助成等」という。）に関する選考委員会につき、その目的、任務、構成及び運営並びに委員の選解任について、必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会の目的及び任務)

第2条 選考委員会は、理事会の諮問に応じ、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 財団が行う助成等の対象の審査及び選定
- (2) 団体が行う助成等の対象の成果評価

(選考委員)

第3条 選考委員は、助成等の対象に応じ、優れた見識を有しかつ公正・中立な立場を堅持できる者で、学識経験者、地域金融機関関係者、土業・専門家又は行政関係者のうちから、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(選考会の設置等)

第4条 財団が行う助成等の事業ごとに選考会を設置する。

- 2 各選考会の委員は、選考委員のうちから、理事長が選考会ごとに選任する。
- 3 各選考会の委員の定数は5名以上とする。
- 4 理事長は、各選考会の委員の選任に際して、選考会ごとに次に掲げる者を外部委員として委嘱し、選任することができる。
 - (1) 冠助成の寄付者
 - (2) テーマ提案型基金の設置申請者
 - (3) その他地域性やテーマの特異性から必要であると考えられる者
- 5 助成等の対象に特別の利害関係を有する者は、各選考会の委員となることができない。
- 6 各選考会の委員の氏名は原則として公開する。

(委員長)

第5条 各選考会には委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、財団の役職員及び外部委員を除く委員のうちから、各選考委員会の委員の互選により選定する。

- 3 委員長は会務を総理し、議事を運営する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、他の選考委員のうちから、互選により選定された者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 各選考会の会議は、必要に応じ、理事長が随時招集する。

- 2 会議を招集しようとするときは、各選考会の委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 各選考会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面又は電磁的記録をもって予め意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 各選考会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。

(選考方法及び基準)

第7条 助成等の対象及び候補者の選考の方法及び基準は、各選考会毎に別に定める。

- 2 選考方法及び基準は原則として公開するものとする。

(議事録)

第8条 各選考会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。

- 2 議事録は原則として非公開とする。

(報告)

第9条 委員長は、選考結果を一定の期間内に書面をもって理事会に報告するとともに、理事会の要請があるときは、理事会に出席して、その選考理由を説明しなければならない。

(選考委員の責務)

第10条 選考委員は、助成等の候補者の選考を公正に行い、選考の過程及び内容並びに選考委員の職務上知り得た秘密については、選考決定前後ともに他に漏らしてはならない。

(事務局)

第11条 委員会の事務の処理は、財団の事務局がこれに当たる。

附 則

- 1 この要綱は平成29年6月27日から施行する。